

兵庫県公報

平成21年6月30日 火曜日 第2094号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（社会援護課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	3
○平成21年度職業訓練指導員試験の実施（能力開発課）	5
○土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	6
○土地改良区の解散認可（同）	6
○国土調査の成果の認証（同）	7
○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく狩猟期間の延長（自然環境課）	7
○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく捕獲等の制限解除（同）	7
○同上（同）	8
○同上（同）	8
○平成19年兵庫県告示第1051号（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく狩猟期間の延長）の一部改正（同）	8
○保安林の指定（豊かな森づくり課）	8
○保安林の指定の解除予定通知（同）	9
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	9
○基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	10
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	10
○道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	11
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	11
○兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する知事が定める日（住宅管理課）	11
○昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	11
公 告	
○大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	12
○同上（北播磨県民局）	13
○同上（都市計画課）	14
○同上（同）	15
○同上（北播磨県民局）	16
○入札公告（管理課）	17
○平成22年度兵庫県立農業大学校入学試験の実施（県立農業大学校）	19
辞 令	
○小倉 修悟ほか	22
教育委員会公告	
○ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）	23
公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	33

告 示

兵庫県告示第771号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成21年6月30日

兵庫県知事 井戸 敏三

指定介護機関

名称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日
安心介護のかりゆし	尼崎市塚口本町3-9-5	有限会社安心介護のかりゆし	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20年1月1日
ケアプランかりゆし	同上	同上	居宅介護支援	同
ヘルパーステーション花ごころ	尼崎市東園田町9-22-23	有限会社花ごころ	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20年3月1日
サエラ薬局阪神尼崎店	同 市西大物町12-41 アマゴッタ4F	株式会社オーパス	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	同 年10月1日
YMA	同 市武庫之荘5-36-36-606	有限会社ワイエムエイ	居宅介護支援	平成21年2月15日
ケアステーションアビス	同 市玄番北之町26-1-112	有限会社A b i s	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	同 年3月1日
デイハウスハミング	同 市浜田町1-12-1-105	有限会社ハミング	通所介護・介護予防通所介護	同
尼崎ケアセンターそよ風	同 市食満7-17-1	株式会社メデカジヤパン	通所介護・短期入所生活介護・介護予防通所介護・介護予防短期入所生活介護	同
株式会社楽福会	同 市長洲本通1-2-1 浜ビューハイツ610	株式会社楽福会	訪問介護・介護予防訪問介護	平成21年3月15日
ミモザケア	同 市武庫之荘東2-29-29	株式会社ミモザ	同上	同 年4月1日
北町グリーン歯科	明石市西明石北町1-3-20 エルコーポ88 1F	安部方康	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	同 年2月1日
カサブランカ居宅介護支援センター	同 市大久保町西島839-1	有限会社エイプラスアール	居宅介護支援	同 月9日
カサブランカヘルパーステーション	同上	同上	訪問介護・介護予防訪問介護	同
おおくぼ訪問看護ステーション	明石市大久保町大窪1373-1	医療法人誠仁会	訪問看護・介護予防訪問看護	平成21年2月15日
訪問介護ステーション紅葉(もみじ)	同 市鳥羽297-37	有限会社ユニバーサルライフ	訪問介護・介護予防訪問介護	同 年3月1日
デイサービスセンター大窪のお家	同 市大久保町大窪942-5	Y o u & I 株式会社	通所介護・介護予防通所介護	同 年4月1日
ロゼ調剤薬局	芦屋市南宮町10-24アシヤウイズ1-B	株式会社アイメディクス	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	同 年2月13日
茶話本舗デイサービスセンター花園	豊岡市若松町6-26	グッドライフ株式会社	通所介護	同 月15日
グループホーム暖家	同 市城崎町今津787-1	カネカツ株式会社	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成21年3月2日
あ・ぶり	宝塚市安倉南2-18-11	特定非営利活動法人あ・ぶり	訪問介護・介護予防訪問介護	同 年2月1日
みき訪問看護ステーション太鼓判	三木市緑が丘町西1-6-16-102	株式会社まつもと在宅リハビリケア	訪問看護・介護予防訪問看護	同 月27日
株式会社まごころケア研究センター高砂	高砂市荒井町御旅1-2-39	株式会社まごころケア研究センター	居宅介護支援	平成20年12月1日

小規模多機能型居宅介護支援事業所さわびの郷	小野市西本町572	医療法人社団山崎内科医院	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	平成21年3月17日
特定非営利活動法人くつろぎ	加西市玉野町1131-62	特定非営利活動法人くつろぎ	通所介護・介護予防通所介護	同 年2月15日
株式会社D a n D a n デイサービスセンターひとは	同 市北条町北条53第5岩井 ハイツ225	株式会社D a n D a n	同 上	同 年3月1日
にしがき八鹿デイサービスセンター	養父市八鹿町八鹿1576	株式会社にしがき	同 上	同 月15日
にしがき八鹿居宅介護支援事業所	同 上	同 上	居宅介護支援	同
にしがき八鹿認知症対応型デイサービスセンター	同 上	同 上	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	同
ひまわりの里	丹波市市島町下竹田103-18	株式会社向日葵医整会	通所介護・介護予防通所介護	平成21年3月1日
一期一会デイサービスセンター	同 市市島町上田537-1	株式会社ライフタイムチャンス	同 上	同
北淡路病院	淡路市小倉字新小倉153	医療法人社団幸仁会	訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーション・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所リハビリテーション	平成21年2月5日
医療法人社団永研会あそびりクラブよりあい	宍粟市山崎町高下83-1	医療法人社団永研会	介護予防通所介護	同 年3月9日
デイサービスセンタープライエムやしろ	加東市藤田字東山944-27	社会福祉法人すみれ福祉会	通所介護・介護予防通所介護	同 年2月2日
居宅介護支援事業所プライエムやしろ	同 上	同 上	居宅介護支援	同
J A兵庫西甘地介護センター	神崎市市川町甘地804-1	兵庫西農業協同組合	通所介護・介護予防通所介護	平成21年2月15日
長門歯科医院	同 郡福崎町西田原105	長 門 宏 直	訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防居宅療養管理指導	同 年1月1日
倉橋歯科	揖保郡太子町老原28-7	倉 橋 守 宏	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	同 年3月1日
デイサービスセンター野桑の里	赤穂郡上郡町野桑3027	社会福祉法人高嶺福祉会	通所介護・介護予防通所介護	同 月15日



兵庫県告示第772号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に

より、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成21年6月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
戸田内科・リハビリテーション科	明石市魚住町錦が丘4-5-1	事業所名称	戸田整形外科・神経内科	戸田内科・リハビリテーション科	平成21年2月1日

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日
安心介護のかりゆし	尼崎市塚口本町3-10-5-207	有限会社安心介護のかりゆし	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19年12月31日
ケアプランかりゆし	同 上	同 上	居宅介護支援	同
ヘルパーステーション花ごころ	尼崎市東園田町8-108-1-503	有限会社花ごころ	訪問介護	平成20年2月29日
ケアステーションアビス	同 市大庄北3-30-16-207	有限会社A b i s	訪問介護・介護予防訪問介護	平成21年2月28日
北町グリーン歯科	明石市西明石北町1-3-20エルコーポ88 1F	堀 城 治	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	同 年1月31日
カサブランカ居宅介護支援センター	同 市大久保町八木642-6	有限会社エイプラスアール	居宅介護支援	同 年2月8日
カサブランカヘルパーステーション	同 上	同 上	訪問介護・介護予防訪問介護	同
おおくぼ訪問看護ステーション	明石市大久保町大窪2095-1	医療法人誠仁会	訪問看護・介護予防訪問看護	平成21年2月14日
中村内科医院	伊丹市南野4-10-1	中 村 光 雄	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成20年1月1日
ヘルスレント伊丹ステーション	同 市鴻池6-15-26	株式会社ロータリー	福祉用具貸与	同 年3月31日
ハッピー介護センター	同 市御願塚8-10-6	株式会社ハッピーコーポレーション	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	同 年8月1日
薬局人丸ファーマシー	加古川市平岡町新在家1371-4	合資会社人丸薬局	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成21年2月28日
介護ショップフレンドリー	加西市北条町古坂7-62	株式会社フレンドリー	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・介護予防特定福祉用具販売	同 年1月30日
プライエムやしろ	加東市藤田字東山944-27	社会福祉法人宏智会	通所介護・介護予防通所介護・居宅介護支援	同 年2月1日
長門歯科医院	神崎郡福崎町西田原105	長 門 久 代	訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防居宅療養管理指導	平成20年12月31日



兵庫県告示第773号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条に規定する平成21年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成21年 6月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 免許職種、試験日時及び試験場所

区 分		免許職種	試 験 日 時	試 験 場 所
学 科 試 験	指導方法	全職種	平成21年 9月 4日(金) 午前11時から正午まで	兵庫県立のじぎく会館 神戸市中央区山本通4丁目 22番15号
	関連 学科	系基礎学科	和裁科 平成21年 9月 4日(金) 午後 1時30分から午後 2時30分まで	
		専攻学科	和裁科 平成21年 9月 4日(金) 午後 2時50分から午後 3時50分まで	

なお、実技試験は実施しない。

2 試験の科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
全職種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）
和裁科	1 指導方法（上記指導方法に同じ。） 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具及び見積り） イ 縫製法（縫製法及び縫製用材料） ウ 安全衛生（安全管理及び衛生管理） (2) 専攻学科 ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類及び裁縫法） イ 被服学（被服史、被服論、被服科学及び服装美学）

3 受験資格

(1) 和裁科

次のアからウのいずれかに該当する者で職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第46条の規定により実技試験の全部が免除されるもの

ア 法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者

イ 規則第45条の2第2項及び同条第3項に規定する者

ウ 職業訓練指導員試験の受験資格を定める告示（昭和45年労働省告示第17号及び昭和63年労働省告示第38号）に規定する者

(2) その他の免許職種

(1)のアからウのいずれかに該当する者で規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除されるもの

(3) (1)及び(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 合否判定基準

(1) 指導方法、系基礎学科及び専攻学科のすべてについて満点の6割以上の得点があり、かつ、系基礎学科及び専攻学科の科目のすべてについて満点の5割以上の得点がある場合は、合格とする。

(2) 指導方法について満点の6割以上の得点がある場合((1)に該当する場合を除く。)は、指導方法に限り合格とする。

(3) 系基礎学科又は専攻学科について満点の6割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目のすべてについて満点の5割以上の得点がある場合((1)に該当する場合を除く。)は、当該学科に限り合格とする。

5 受験手続

(1) 受験申請書類

ア 受験申請書

イ 受験資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課公共訓練係

(3) 申請書類の提出期間

平成21年7月6日(月)から同月24日(金)まで

(受付は、午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

なお、郵送による場合は、簡易書留とし、平成21年7月24日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受験手数料

3,100円

手数料は、兵庫県収入証紙を受験申請書に貼付して納付するものとする。

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合格発表

平成21年10月1日(木)に兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課入口に掲示するとともに県ホームページに掲載するほか、合格者に通知する。

7 その他

(1) 受験申請書は、兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課、各県民局及び公共職業能力開発施設において配布する。

(2) 受験申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒(角形2号)(宛先を明記の上140円切手を貼る。)を添えて、兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課に申し込むこと。

(3) 受験についての問い合わせ先

兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課公共訓練係

電話(078)362-3367(直通)



兵庫県告示第774号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

平成21年6月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県加古土地改良区

就任役員

役員の区分

氏名

住所

監事

西川民雄

加古郡稲美町加古435番地



兵庫県告示第775号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成21年6月30日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
神代南土地改良区	平成21年6月15日



兵庫県告示第776号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成21年 6月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調査を行った者の名称
南あわじ市
- 2 調査を行った期間
平成3年6月から平成20年3月まで
- 3 成果の名称
南あわじ市（大字神代社家の一部）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
南あわじ市大字神代社家の一部
- 5 認証年月日
平成21年 6月18日



兵庫県告示第777号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定により、次のとおり同法第11条第2項の規定により限定された狩猟期間を延長することとし、平成21年11月15日から施行する。

平成21年 6月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 狩猟期間を延長する特定鳥獣の種類
ニホンジカ
- 2 狩猟期間を延長する区域
神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、加東市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、加古郡稲美町、同郡播磨町、神崎郡神河町、同郡市川町、同郡福崎町、揖保郡太子町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町、同郡新温泉町
- 3 狩猟期間を延長する内容
狩猟期間を3月15日まで延長する。



兵庫県告示第778号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定により、次のとおり同法第12条第1項の規定に基づく特定鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の制限を解除することとし、平成21年11月15日から施行する。

なお、平成15年兵庫県告示第1255号（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく捕獲等の制限解除）は、平成21年11月14日限り、廃止する。

平成21年 6月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 捕獲等の制限を解除する特定鳥獣の種類
ニホンジカ
- 2 捕獲等の制限を解除する区域
神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、加東市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、加古郡稲美町、同郡播磨町、神崎郡神河町、同郡市川町、同郡福崎町、揖保郡太子町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町、同郡新温泉町
- 3 捕獲等の制限を解除する内容
1人1日当たりの捕獲頭数の上限を解除する。



兵庫県告示第779号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定により、次のとおり同法第12条第1項の規定に基づく特定鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の制限を解除することとし、平成21年11月15日から施行する。

平成21年 6月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 捕獲等の制限を解除する特定鳥獣の種類
ニホンジカ
- 2 捕獲等の制限を解除する区域
洲本市、南あわじ市、淡路市
- 3 捕獲等の制限を解除する内容
1人1日当たりの捕獲頭数の上限を2頭とする。



兵庫県告示第780号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定により、次のとおり同法第12条第1項の規定に基づく特定鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の制限を解除することとし、平成21年11月15日から施行する。

平成21年 6月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 捕獲等の制限を解除する特定鳥獣の種類
ニホンジカ及びビイノシシ
- 2 捕獲等の制限を解除する区域
洲本市、南あわじ市、淡路市
- 3 捕獲等の制限を解除する内容
くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの）を使用する方法の禁止を解除する。



兵庫県告示第781号

平成19年兵庫県告示第1051号（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく狩猟期間の延長）の一部を次のように改正し、平成21年11月15日から施行する。

平成21年 6月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 2(1)中「兵庫県全域」を「洲本市、南あわじ市、淡路市」に改める。



兵庫県告示第782号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年 6月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
淡路市久野々字牧墓734の1、734の2、734の22
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇牧墓734の1、734の22
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第783号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成21年6月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
丹波市春日町野瀬字滝ノ尻2023の7
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため



兵庫県告示第784号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年6月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社日本海水赤穂工場
赤穂市加里屋字加藤974番地
工場長 塩 崎 成 治
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社日本海水赤穂工場
赤穂市加里屋字加藤974番地
 - (3) 特定施設に関する事項

種	類	27号ル 湿式集じん施設	
能	力	336m ³ /分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
	区 分	通 常	最 大

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	水素イオン濃度 (水素指数)	7	7.5
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1.9	2.4
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	70	70
	窒素含有量 (単位 mg/L)	0.3	0.5
	りん含有量 (単位 mg/L)	0.05	0.05
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		24	24

備考 特定施設の設置に伴い、他の工程水を循環再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成21年 6月30日から同年 7月21日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び赤穂市市民部環境課



兵庫県告示第785号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成21年 6月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
基本測量（基盤地図情報整備業務）
- 2 作業期間
平成21年 7月28日から平成22年 3月26日まで
- 3 作業地域
川辺郡猪名川町



兵庫県告示第786号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年 6月30日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年 6月30日から 2週間、阪神南県民局西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年 6月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 大 沢 西 宮 線	西宮市名次町22番19から 同 市名次町22番19まで	旧	16.0から 20.0まで	11.0	
		新	20.0から 20.0まで	11.0	



兵庫県告示第787号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年6月30日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年6月30日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年6月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 本郷藤坂線	篠山市藤坂字馬場389番1から 同 市藤坂字馬場389番1まで	旧	14.0から 19.0まで	12.0	
		新	13.0から 18.0まで	12.0	



兵庫県告示第788号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年6月30日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年6月30日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年6月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 豊富御国野線	姫路市飾東町八重畑字壹反郷990番2から 同 市飾東町塩崎字西代551番2まで	旧	7.0から 50.0まで	2,273.0	
		新	7.0から 59.0まで	1,957.0	



兵庫県告示第789号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）附則第7項に規定する知事が定める日は、同項に掲げる駐車場のうち次に掲げるものにあつては、平成21年6月30日とする。

平成21年6月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	位置
青木住宅駐車場	神戸市東灘区北青木1丁目



兵庫県告示第790号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成21年8月30日から適用する。

平成21年6月30日

兵庫県知事 井戸敏三

表中

「

	同 姫路支部	姫路市本町	
--	--------	-------	--

を

「

	同 姫路支部	姫路市市之郷	
--	--------	--------	--

に改める。

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年6月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン姫路大津ショッピングセンター

所在地 姫路市大津区大津町二丁目5番ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住友信託銀行株式会社

代表者の氏名 常 陰 均

住所 大阪府中央区北浜四丁目5番33号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

ア 変更前

高 橋 温

イ 変更後

常 陰 均

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
イオン株式会社	岡 田 元 也	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社オリゾンティ	多 田 一 郎	大阪府西区新町一丁目13番3号
株式会社ワールド 外49者	寺 井 秀 蔵	神戸府中央区港島中町六丁目8番1号

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
イオンリテール株式会社	村 井 正 平	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社オリゾンティ	小 林 匠	大阪府西区新町一丁目13番3号
株式会社ワールド 外53者	寺 井 秀 蔵	神戸府中央区港島中町六丁目8番1号

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

平成20年1月4日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成20年8月21日ほか
- 5 届出年月日
平成21年6月4日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成21年6月30日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成21年11月2日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年6月30日

北播磨県民局長 杉 本 明 文

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 三木ショッピングタウン
所在地 三木市加佐289-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	藤 本 昭	姫路市北条口四丁目4番地
株式会社キリン堂	寺 西 忠 幸	大阪市淀川区宮原四丁目5番36号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	原 田 昭 彦	姫路市北条口四丁目4番地
株式会社キリン堂	寺 西 忠 幸	大阪市都島区善源寺町二丁目8-14
 - イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	藤 本 昭	姫路市北条口四丁目4番地
株式会社キリン堂	寺 西 忠 幸	大阪市淀川区宮原四丁目5番36号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	原 田 昭 彦	姫路市北条口四丁目4番地
株式会社キリン堂	寺 西 忠 幸	大阪市都島区善源寺町二丁目8-14
 - イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	藤 本 昭	姫路市北条口四丁目4番地

株式会社キリン堂

寺 西 忠 幸

大阪市淀川区宮原四丁目5番36号

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
平成18年5月22日ほか
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成18年5月22日ほか

5 届出年月日

平成21年6月5日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第1課
- (2) 縦覧期間
平成21年6月30日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成21年11月2日
- (2) 提出先
北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第1課
〒673-1431 加東市社字西柿1075-2



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成21年6月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ミドリ太子店
所在地 揖保郡太子町東南598番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
株式会社ミドリ電化	中 口 雄 司	尼崎市潮江一丁目1番50号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
ニノミヤ新太子店
 - イ 変更後
ミドリ太子店
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社ニノミヤ	二 宮 祥 晃	大阪市浪速区日本橋四丁目11番15号
 - イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社ミドリ電化	中 口 雄 司	尼崎市潮江一丁目1番50号

4 変更年月日

平成17年6月3日

- 5 届出年月日
平成21年6月5日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
平成21年6月30日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成21年11月2日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成21年6月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン姫路大津ショッピングセンター
所在地 姫路市大津区大津町二丁目5番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住友信託銀行株式会社
代表者の氏名 常 陰 均
住所 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
- 3 変更事項
駐車場の位置（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
- 4 変更年月日
平成22年2月5日
- 5 届出年月日
平成21年6月4日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成21年6月30日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成21年11月2日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年6月30日

北播磨県民局長 杉 本 明 文

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 三木ショッピングタウン
所在地 三木市加佐289-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 代表者の氏名 住所
マックスバリュ西日本株式会社 藤 本 昭 姫路市北条口四丁目4番地
株式会社キリン堂 寺 西 忠 幸 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
ア 変更前
1,468平方メートル
イ 変更後
2,590平方メートル
 - (2) 駐車場の収容台数
ア 変更前
126台
イ 変更後
181台
 - (3) 駐輪場の収容台数
ア 変更前
63台
イ 変更後
74台
 - (4) 荷さばき施設の面積
ア 変更前
426平方メートル
イ 変更後
179平方メートル
 - (5) 廃棄物等の保管施設の容量
ア 変更前
18.4立方メートル
イ 変更後
18.3立方メートル
 - (6) 駐車場の自動車の出入口の数
ア 変更前
出入口2箇所、出口1箇所
イ 変更後
出入口2箇所
- 4 変更年月日
平成22年2月6日
- 5 届出年月日

平成21年6月5日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成21年6月30日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成21年11月2日

(2) 提出先

北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第1課

〒673-1431 加東市社字西柿1075-2



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成21年6月30日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

体表面検査用赤外線サーモグラフィ 29台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成21年9月18日(金)

(4) 納入場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館

兵庫県健康福祉部健康局疾病対策室

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 岡政

電話 (078) 341-7711 内線 4939

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成21年6月30日（火）から同年7月14日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成21年8月10日（月）午後2時 兵庫県庁西館1階 大入札室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成21年8月7日（金）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

(5) 電子入札

本件は、書面による入札及び開札手続とあわせて、「物品電子入札・開札システム」による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 申込書の提出は、平成21年6月30日（火）午前9時から同年7月14日（火）午後4時までに、物品電子入札・開札システムにより提出すること。

イ 電子入札は、平成21年8月3日（月）午前9時から同年8月10日（月）午後2時までに行うこと。

ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

4 入札者に求められる義務

(1) この一般競争に参加を希望する者は、次の書類を平成21年7月14日（火）午後4時までに前記3の(1)に提出すること。

入札説明書で示した物品を納入できることを証明する書類（カタログ等）

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成21年8月7日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。（電子入札を除く。）

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。（電子入札を除く。）

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Thermography for Body Surface Temperature Screening System

(3) Delivery period: September 18, 2009

(4) Delivery place:

Disease Control & Prevention Policy Office, Hyogo Prefectural Government

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 14, 2009

(6) Deadline for tender:

14:00 August 10, 2009 by direct delivery, electronic bidding system;

17:00 August 7, 2009 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Okamasa, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau,

Hyogo Prefecture 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe 650-8567

TEL (078)341-7711 ext.4939



平成22年度兵庫県立農業大学校入学試験の実施

兵庫県立農業大学校管理規則（昭和58年兵庫県規則第34号）第8条第1項の規定により、平成22年度兵庫県立農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

平成21年6月30日

兵庫県立農業大学校長 武 正 興

1 募集人員及び募集方法

(1) 募集人員 40名

(2) 募集方法

ア 推薦入学試験

イ 一般入学試験（前期、後期）

(3) 課程

ア 農産園芸課程

イ 畜産課程

出願時に農産園芸課程、畜産課程のいずれかを選択する。

2 教育期間

2 箇年（全寮制）

3 入学試験

(1) 推薦入学試験

ア 試験日時

平成21年11月5日（木）午前9時から

イ 試験場所

加西市常吉町1256-4

兵庫県立農業大学校

ウ 試験科目

- (7) 筆記試験（小論文）
- (i) 面接試験

エ 受験資格

次の条件を満たす者

- (7) 本県の農業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、25才未満（平成22年4月1日現在）の者で、次のいずれかに該当する者
 - a 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者又は平成22年3月卒業見込みの者
 - b 知事が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (i) 次の条件を満たし、当該受験者の高等学校長（以下「高等学校長」という。）が責任を持って推薦できる者で、かつ県民局農林（水産）振興事務所農業改良普及センター所長（以下「農業改良普及センター所長」という。）が適格と認める者であること。
 - a 本県農業の発展に貢献しようとする意志が強く、兵庫県立農業大学校（以下「本校」という。）卒業後農業後継者を志し、地域社会のリーダーとして活躍しようとする者
 - b 本校を専願する者
 - c 学業成績は、調査書の評価平均で3.0以上の者

オ 受験手続

- (7) 募集要項の請求
封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号〔縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル〕以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、200円切手を貼り付けたもの）を同封し、本校あてに申し込むこと。
- (i) 提出書類
次の書類に入学考査料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。
なお、入学考査料は、郵送による場合は平成21年10月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。
 - a 入学願書
 - b 受験票
氏名、出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。
 - c 受験票送付用封筒
定型封筒に受験者の住所・氏名を記載し、80円切手を貼り付けたものを同封すること。
 - d 履歴書・身上書
本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。
 - e 調査書
高等学校長が作成し、厳封したものであること。
 - f 添付書類
 - (a) 高等学校長の推薦書
 - (b) 農業改良普及センター所長の意見書（住所地を管轄する農業改良普及センター所長が作成し、厳封したものであること。）
- (7) 提出期間
平成21年10月13日（火）から同月27日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、平成21年10月27日（火）必着とする。
- (x) 提出先
〒679-0104 加西市常吉町1256-4 兵庫県立農業大学校 教務課

カ 合格発表

平成21年11月6日（金）午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。

キ 受験についての問い合わせ先

兵庫県立農業大学校 教務課

電話 (0790) 47-1551

(2) 一般入学試験 (前期)

ア 試験日時

平成21年12月15日 (火) 午前9時から

イ 試験場所

加西市常吉町1256-4
兵庫県立農業大学校

ウ 試験科目

(7) 筆記試験

- a 国語 (古文及び漢文を除く。)
- b 数学 I + A

(4) 面接試験

エ 受験資格

本県の農業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、25歳未満 (平成22年4月1日現在) の者で、次のいずれかに該当する者であること。

- (7) 学校教育法による高等学校を卒業した者又は平成22年3月卒業見込みの者
- (4) 知事が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

オ 受験手続

(7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒 (角形2号 [縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル] 以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、200円切手を貼り付けたもの) を同封し、本校あてに申し込むこと。

(4) 提出書類

次の書類に入学考査料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料は、郵送による場合は平成21年11月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。

- a 入学願書
- b 受験票

氏名、出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

c 受験票送付用封筒

定型封筒に受験者の住所・氏名を記載し、80円切手を貼り付けたものを同封すること。

d 履歴書・身上書

本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。

e 調査書

高等学校長が作成し、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当調査書を提出できない者は、当該試験の成績証明書をもって調査書に代える。

(7) 提出期間

平成21年11月20日 (金) から同年12月7日 (月) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、平成21年12月7日 (月) 必着とする。

(4) 提出先

〒679-0104 加西市常吉町1256-4 兵庫県立農業大学校 教務課

カ 合格発表

平成21年12月16日 (水) 午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。

キ 受験についての問い合わせ先

兵庫県立農業大学校 教務課
電話 (0790) 47-1551

(3) 一般入学試験 (後期)

ア 試験日時

平成22年3月16日（火）午前9時から

イ 試験場所

加西市常吉町1256-4
兵庫県立農業大学校

ウ 試験科目

- (7) 筆記試験
 a 国語（古文及び漢文を除く。）
 b 数学Ⅰ＋A
 (i) 面接試験

エ 受験資格

本県の農業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、25歳未満（平成22年4月1日現在）の者で、次のいずれかに該当する者であること。

- (7) 学校教育法による高等学校を卒業した者又は平成22年3月卒業見込みの者
 (i) 知事が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

オ 受験手続

- (7) 募集要項の請求
 封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号〔縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル〕以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、200円切手を貼り付けたもの）を同封し、本校あてに申し込むこと。

(i) 提出書類

次の書類に入学考査料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。
 なお、入学考査料は、郵送による場合は平成22年2月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。

- a 入学願書
 b 受験票
 氏名、出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。
 c 受験票送付用封筒
 定型封筒に受験者の住所・氏名を記載し、80円切手を貼り付けたものを同封すること。
 d 履歴書・身上書
 本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。
 e 調査書
 高等学校長が作成し、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で調査書を提出できない者は、当該試験の成績証明書をもって調査書に代える。

(7) 提出期間

平成22年2月23日（火）から同年3月5日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、平成22年3月5日（金）必着とする。

(i) 提出先

〒679-0104 加西市常吉町1256-4 兵庫県立農業大学校 教務課

カ 合格発表

平成22年3月17日（水）午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。

キ 受験についての問い合わせ先

兵庫県立農業大学校 教務課
 電話（0790）47-1551

辞 令

平成21年5月27日付

兵庫県公安委員会委員に任命する

小 倉 修 悟

平成21年6月12日付

矢尾田 勝
杉尾 良文

辞職を承認する

平成21年6月13日付

小林 喜文
松本 義宏

兵庫県監査委員に選任する

教育委員会公告

ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づくひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）を策定したので、次のとおり公表する。

平成21年6月30日

兵庫県知事 井戸 敏三

ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）

1 計画の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨及び位置づけ

兵庫県では、「こころ豊かな人づくり」県民運動を背景に、教育においても小学校での「自然学校」、中学校での「トライやる・ウィーク」などの体験活動や、小学校区を基本単位にスポーツを楽しむ「スポーツクラブ21ひょうご」、県民が地域教育に参画する「地域教育推進会議」など、先進的な取組を行ってきた。

こうした本県教育の取組を踏まえ、震災からの教育の創造的復興の中で、平成15年7月、「兵庫の教育改革プログラム」を策定し、「美しい兵庫」をめざすこころ豊かな人づくり」を基調として、震災の教訓を生かした本県の「生きる力」をはぐくむ教育など、子どもたちの教育の充実を努めてきた。

さらには、独自の教育理念と特色ある教育により、公教育の一翼を担っている私立学校教育の充実支援に努めるとともに、平成16年4月に県立3大学を統合して開学した兵庫県立大学においては、総合大学の特徴と兵庫が伝統的に持つ先進性や国際性を生かし、人文・社会科学系と自然科学系との融合を重視した教育を展開してきた。

この度、これまでの兵庫の教育の成果と課題を踏まえつつ、兵庫の教育を一層充実させるため、中期的な取組の考え方や具体的施策を示す本県教育の基本的な計画を策定することとする。

本計画は、公立学校の教育や社会教育、文化・スポーツの振興など、「兵庫の教育改革プログラム」に示された施策に加え、私立学校、県立大学、生涯学習、地域教育や家庭教育など、本県の教育施策全般を可能な限り網羅するとともに、県がこれまで策定している教育の各分野に関する個別の計画等との整合を図った、本県の教育に関する初めての全体的な計画である。

また、本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本県の教育施策に関する基本的な計画である。

(2) 計画の期間及び運用

本計画の対象期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とする。

この間における本県が取り組む教育施策の基本的な方向を示すとともに、学校、教育関係機関はもちろんのこと、家庭や地域社会において期待される取組の方向についても示し、これらに沿って今後具体的施策を進めていく。

計画の進捗状況については、計画期間中においても、その成果の評価・検証を行いつつ、より効率的で効果的な施策を総合的に推進していくこととする。

2 教育をめぐる現状と課題

(1) 社会情勢の変化

ア 少子高齢化の進展

日本における平均寿命は伸長し続け、高齢者の全人口に占める割合が急速に増加している。また、少子化が進行し、平成17年には全国の総人口が前年を下回るなど、本格的な人口減少・高齢社会が到来する中、存続の厳しい集落の発生や学校の統廃合が進んでいる。

少子化や社会環境の変化等により、子どもたちの学校外でのつながりが減少しており、とりわけ異年

齢の子どもと「群れて遊ぶ」ことで人間関係の持ち方やルールを学ぶといった社会生活の基盤を培う体験の機会が少なくなるとともに、子どもたちの地域活動への参加が少なくなっている。

また、社会構造の変化に伴い核家族世帯の数が増加し、子どもが家庭の中で高齢者とともに生活することが減少し、人間の尊厳や生命の尊さについての実感の醸成、倫理観の形成、世代を超えた人生の知恵の継承・発展などに支障が生じていると言われてしている。

このような状況の中で、世代間の交流の機会を増やすとともに、子どもたちの縦のつながりや横のつながりが強まるよう、社会教育団体や青少年団体、地域の人々が主体となって地域で展開される教育活動を充実強化することや、家庭の教育力を向上することが課題となっている。

イ 環境問題の深刻化

経済発展を支えてきた大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、一方で地球規模での環境破壊をもたらし、人類の存亡にもかかわる事態を引き起こしている。また、自然と触れ合い、環境と共生するかつての暮らしや、生命を大切に思う心をはぐくむことの重要性が再認識されてきた。

本県においては、これまで「環境の保全と創造に関する条例」を制定し、県民の環境の保全と創造に関する自主的な取組を促し、支援してきた。また、本条例に基づく「新兵庫県環境基本計画」においては、環境学習及び環境教育の推進を基本戦略の実現に向けた主要施策の一つに掲げ、平成18年3月には「兵庫県環境学習環境教育基本方針」を策定した。

このような状況の中で、多様な主体の参画と協働により、学校・園、事業所、地域等日常生活のあらゆる場面を通じて県民一人一人が環境について学び、その学習を実践につなげていくことが課題となっている。

ウ 社会の成熟化

戦後の復興と高度経済成長のもと、経済的な豊かさを実現する一方で、伝統文化をはじめ、生活の中で培ってきた日本の文化に対する理解や関心が薄らぎ、都市化や少子化の進展など社会が成熟化する中で、個人の価値観は、高度経済成長期までの画一的な傾向から、集団よりも個を重視する傾向に次第に変化し、多様化が進んでいる。価値観の多様化は、趣味・嗜好の分野にとどまらず、家族形態や就労形態、さらにはNPOやボランティアグループなどに見られる個人間のつながりが多様化するなど、ライフスタイル全般に及んでいる。

このような変化は、自分にふさわしい生き方を選択することを可能にする一方で、自分さえ良ければ良いという履き違えた「個人主義」の広がりや、家庭や地域の教育力の低下、朝食を摂らないなどの食習慣をはじめとした生活習慣の乱れ、子どもたちの規範意識や学ぶ意欲、体力・運動能力の低下などへの影響も指摘されている。

また、非正規雇用の増加や就労形態の多様化による所得格差への影響や、就学支援を要する子どもの増加など、子どもたちが置かれている家庭の状況の変化も指摘されている。さらに、社会規範に対する意識の変化や地域に対する関心の希薄化などから、本来安全であるはずの学校や通学路等で子どもが被害者となる事件が跡を絶たない状況であり、保護者の間にも不安が広がっているとの指摘がある。

このような状況の中で、社会を構成する個人が、社会を維持しより良いものにしていく責任は自分たち一人一人にあるという公共の精神を自覚し、主体的に行動する力や、望ましい勤労観、職業観をはぐくむことなどが課題となっている。

エ グローバル化の進展

国際社会のグローバル化の動きは、日本においても経済活動や人の往来はもとより、情報伝達や文化活動など日常生活のさまざまな面に及んでいる。

本県では、10万人を超える外国人県民が在住し、また、県内の大学・短期大学、専修学校等に在籍する留学生数はここ数年着実に伸びており、平成19年には3,700人を超え、全国8位の多さとなっている。

このような状況の中で、子ども多文化共生サポーターを派遣して、日本語指導が必要な外国人児童生徒の教育を充実するとともに、外国人児童生徒や帰国児童生徒のみならず、すべての子どもたちにグローバル社会に生きるために必要な資質を身に付けさせることが課題となっている。また、国際社会に生きる日本人としての自覚をもたせることや、民族や国籍を異にする人々が互いに自他の文化や習慣を尊重し、共に生きる心をはぐくむことが課題となっている。

オ 高度情報化の進展

インターネットをはじめとする情報通信技術の発展は、社会の情報化を急速に進め、オンラインショッピングなど人々の生活に利便性をもたらしただけでなく、だれもが容易に必要な情報を入手し、発信することを可能にした。一方、近年子どもたちの携帯電話などの情報通信機器の利用の増加に伴い、メ

ールやインターネットを利用する機会が増え、大人の知らないところで、出会い系サイトなど心身の健全やかな成長を阻害する内容の情報にさらされ、トラブルに巻き込まれる危険性が増大している。

また、平成18年には、全国的にいじめが大きな社会問題となり、インターネット上の学校非公式サイトなどの掲示板やブログへの誹謗中傷の書き込みによる、いわゆる「ネット上のいじめ」という新しい形のいじめの問題が生じている。

このような状況のもと、大人がネット社会についてしっかり理解するとともに、子どもに情報を適切に活用するために必要な基礎的知識や技術を身に付けさせるなど、人権尊重の視点を踏まえた情報モラルや情報リテラシーの向上を図り、高度情報化社会に主体的に対応できる力を育成する教育を展開することが課題となっている。

カ 新行財政構造改革推進方策の策定

阪神・淡路大震災から14年が経過し、本県は今、復旧・復興から新しい兵庫づくりへの新たなステージに立っている。

震災からの創造的復興を進めるため、本県の行財政運営は相当の無理を重ねてきた。これからの10年は、平成20年10月に策定された新行財政構造改革推進方策〔新行革プラン〕に基づき、震災で悪化した財政の改善を図りながら、元気で安全・安心な兵庫づくりに全力で取り組まなければならない。

キ 教職員の年齢構成の急激な変化や教育委員会の在り方をめぐる変化

戦後の第一次ベビーブームに誕生したいわゆる団塊の世代が定年退職期を迎え、本県の教職員についても、この数年間は経験豊富な教員の減少と若年世代の増加が同時に進行し、教職員の年齢構成が急激に変化している。こうした時期にあつて、教育に強い意欲を持った人間性豊かで優秀な人材を新たに教員に採用することや、これまで教育の現場で、先輩教職員が培ってきた指導技術や児童生徒に寄り添うカウンセリングマインドを、あとに続く世代の教職員に継承し、発展・深化することが課題となっている。

教育委員会については、会議の形骸化や委員の名誉職化など、その在り方について国民的な議論となった。このため、教育基本法の改正直後の平成19年6月、教育委員会制度の改革が行われた。このような全国的な改革が進む中、本県においても、いわゆるレイマンにより構成される教育委員が幅広い識見に基づき、合議体の教育委員会として、教育行政の事務執行について適切に指揮監督を行い、教育行政に住民の意向がより反映されるよう取り組まなければならない。

(2) これまで取り組んできた教育の成果と課題

ア 個性や能力を伸ばす教育の推進

社会の状況が大きく変化し、教育を取り巻く環境も大きく変わる中で、平成18年、教育基本法が約60年ぶりに改正された。平成19年度には小・中学校の、平成20年度には高等学校の学習指導要領の改訂が行われ、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成し、「生きる力」をはぐくむことをめざすこととされた。

県においては、これまで、学習指導要領をはじめ学校教育に関する諸制度の改正に対応しつつ、子どもの現状への適切な対処に努めながら、個性や能力を伸ばす教育を推進してきたところである。

学習指導要領は、昭和52年の改訂から「ゆとりと充実」をスローガンに掲げ、教育内容の精選と授業時間数の削減が進められ、思考力や表現力の育成といった基本的な方向を保ちながら、その後数次の改訂が行われてきた。

全国的な傾向として、児童生徒が授業を十分に理解していないといった実態や、いじめ、不登校などの教育課題が依然深刻な状況であり、また、いわゆる「学級崩壊」も生じていた。こうした状況に対応し、本県においては児童生徒一人一人の個性や能力の伸長と基礎学力の向上に向けて、平成13年度に、複数担任制・教科担任制や少人数学習指導など弾力的な学習集団の編成を行う、新学習システムを導入した。

一方、平成14年度から順次実施された学習指導要領による教育内容の削減などによるいわゆる「ゆとり教育」の実施や学校週5日制の完全実施、国際的な学力調査の結果などを背景に、子どもたちの学力低下の議論が起こった。

このことに対応して、本県では、平成16年度から、個に応じた指導を推進するため、基本的な生活習慣の定着に効果の高い35人学級編制を複数担任制等との選択により導入し、平成20年度には小学校4年生まで拡大した。

また、全国的に見ると、始業前や放課後等の時間を活用して補充指導等を行ったり、退職教員の活用

等により学習の場を提供する取組が進められているほか、学校外での学習塾等との連携が行われている。

今後は、「言語活動の充実」や「理数教育の充実」など、新しい学習指導要領で示された主な改善事項を踏まえ、小学校での学びを中学校へ円滑につなぐシステムを構築するため、新学習システムの一層の充実を図ることが求められている。また、学習意欲の向上や思考力・判断力・表現力等の育成など、全国学力・学習状況調査結果の分析により明らかになった課題解決に向けた取組も求められている。

また、道徳教育については、平成16年度から「道徳教育実践推進アクションプラン」に取り組み、保護者や地域の方の参画を呼びかける道徳教育フォーラムを開催したり、郷土ゆかりの人を教材化する『地域教材の開発』指導資料を作成するなど道徳教育の充実を図ってきた。今後は、学習指導要領で重点化を図る内容として示された生命の大切さや規範意識を身に付けさせるとともに、教育基本法の趣旨を踏まえ、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度等を養うことが求められている。

さらに、活動の源である子どもたちの体力については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によれば、本県の児童生徒の体力・運動能力は全国平均を下回っていることから、体育の授業等において継続的に児童生徒の体力・運動能力の向上を図ることが求められている。

高等学校については、平成12年に策定された「県立高等学校教育改革第一次実施計画」に基づき、生徒急減期における県立高等学校の適正規模・適正配置に努め、“学びたいことが学べる魅力ある学校づくり”の理念に基づき、学校の個性化、多様化を推進するとともに、複数志願選抜や特色選抜の実施など選抜方法の改善を行ってきた。

平成20年2月には、「第一次実施計画」の基本理念を踏まえ、県立高等学校の教育改革を一層推進するため、平成21年度から5年間の「県立高等学校教育改革第二次実施計画」を策定した。今後、学校はもとより、市町教育委員会やその他の関係機関等との協議・調整を図りつつ、着実に計画を進めることが求められている。

特別支援教育については、平成19年度から、これまでの障害児教育の対象であった特別支援学校（旧盲・聾・養護学校）及び特別支援学級（旧障害児学級）、通級指導教室において学習している障害のある幼児児童生徒だけでなく、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害のある幼児児童生徒も含めた幼児児童生徒のライフサイクルを見通し、持てる力を高めることが必要とされた。こうした法改正を踏まえ、生活や学習上の困難を改善または克服するために、一人一人の教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を行い、社会の一員として可能な限り主体的に生活を営むことができる力を学校教育全体の中で育成することが求められている。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園や保育所では、様々な体験を通して、豊かな心情や物事に自ら取り組もうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度、基本的生活習慣など、「生きる力」の基礎の育成に大きな役割を果たしてきた。さらに、地域の幼児教育のセンターとして教育相談などの子育て支援活動や地域の実情に応じた預かり保育を実施するなど、「親と子の育ちの場」としての役割も担ってきており、そのための支援を引き続き行っていくことが求められている。

イ 県民の参画と協働による体験活動の展開

平成7年の阪神・淡路大震災では、多くの被災者が安全と安心を求めて学校に避難した。避難所となった学校では、被災者、教職員、全国各地から駆けつけたボランティアなどにより自主的な避難所運営がなされ、大人も子どももそれぞれが役割を分担し復旧・復興をめざした。これにより、学校に避難してきた住民、教職員、子どもたち一人一人の心に、共生の心が芽生えるとともに、地域住民に改めて「地域の中の学校」が意識され、「地域の子どもたちは地域で育てる」気運が醸成されるとともに、自他の生命や人権を尊重する心、ボランティア精神、共に生きる心の涵養など、多くの教訓を学ぶこととなった。

また、平成9年の神戸市須磨区の児童殺傷事件では、現代の子どもたちの抱える心の問題の深刻さや、自然体験、社会体験の重要性が改めて認識された。本県では、「なすことにより学ぶ」、「自然や社会は生きた教科書である」との教育理念のもと、小学生を対象とした「自然学校」、中学生を対象とした「トライやる・ウィーク」をはじめ、県立特別支援学校の幼児児童生徒を対象とした「YU・らいふ・サポート事業」、小学生を対象とした「環境体験事業」、高校生を対象とした「高校生地域貢献事業—トライやる・ワーク—」、高校生を対象とした「高校生就業体験事業—インターンシップ推進プラン—」などの体験活動が展開され、まさに地域に根ざした兵庫らしい新しい教育の姿として、全国へ発信されている。これらの体験活動は、県民の参画のもと、児童生徒の発達段階に応じ、体系的に実施され、兵庫型「体

験教育」と言えるものである。

この兵庫型「体験教育」は、生命の営みの不思議さや自然への畏敬の念、連帯感や社会的自立、自尊感情、勤労観、職業観などをはぐくむ貴重な機会となっている。

とりわけ、中学校2年生全員が一週間学校を離れ、職業体験、福祉・ボランティア体験、芸術・文化活動などを体験する「トライやる・ウィーク」は、教育活動に地域住民や事業所が組織化された全国でも初めての事業となり、教育分野における県民の「参画と協働」の芽生えとなった。

今後は、これまでの様々な取組を通じて醸成された県民の教育への「参画と協働」の気運を、体験活動をはじめとした子どもたちの豊かな教育活動の展開につなげるよう、引き続き、地域全体で学校を支える仕組みや、学校と家庭・地域との連携・協力体制を確立していくことが求められる。

ウ 震災からの教育の創造的復興

被災地では、地震による大きな揺れに対して恐怖心を抱き、しばらく続いた余震や大きな物音に過敏に反応する子どもたちの姿が多く見られた。また、身近な肉親や友人を亡くした子どもや長期間避難所での生活を余儀なくされた子ども、生活のため長年住み慣れたまちを離れなければならなかった子ども、震災のために家庭が経済的に困窮し、家族との時間を十分に過ごすことができなかった子どもたちが大勢いた。

その中で、教育復興担当教員をはじめとする教職員は、カウンセリングマインドをもって子どもたちの日常生活に寄り添い、家庭との連携を大切にしながら、日々の観察や声かけなど、子どもたちの心のケアに取り組んでいった。今後とも、こうした家庭と連携した、児童生徒への理解を根底に置いた生徒指導の体制づくりが大切である。

また、震災後5年を経過した平成12年に発足した兵庫県の教職員等から構成される「震災・学校支援チーム(EARTH)」は、平成15年の宮城県北部連続地震、平成16年の台風23号による但馬地方の水害、新潟県中越地震、平成17年には前年に起こったスマトラ島沖地震によるインド洋大津波、平成19年には新潟県中越沖地震のそれぞれの被災地に派遣された。EARTH員は、被災した児童生徒の心のケアをはじめとして避難所となった学校の支援等を行うほか、地域と連携した防災訓練における助言者や県内外の防災教育の講師を務め、助け合いやボランティア精神など「共生」の心をはぐくみ、命の大切さを学ぶことを通して人としての在り方生き方を考えさせる「兵庫の防災教育」の先導的役割を果たしてきた。こうした地道な活動が認められ、EARTHは平成20年防災功労者内閣総理大臣表彰を受賞した。

今後は、まちの復興とともに震災の記憶の風化が懸念される中、震災の経験や教訓を次代に語り継ぐ防災教育の推進を担う中心的役割を果たすとともに、活動の成果を広く国内外に発信していくことが求められている。

また、学校施設の耐震性の確保等、安全・安心な教育環境の整備も課題となっている。

エ 「心の教育」の推進

被災した子どもたちは、日々一緒に過ごしていた身近な友だちを地震によって失う経験をする中で、人の命が突然失われるということを実感した。その体験から、命を大切にす心、今を精一杯生きることの大切さを学んでいった。

子どもたちに震災の逆境にくじけずたくましく生きる力をはぐくみ、震災後の教育復興に取り組む中で、平成9年6月に起こった神戸市須磨区の児童殺傷事件は、「子どもたちの置かれている状況をどうとらえればいいのか、また、子どもたちの心の成長をどう図っていくのか」という課題を突きつけた。

県では、平成9年8月に「心の教育緊急会議」を設置し、10月には「生と死を考え、生命の大切さを学ぶ教育」「家庭における基本的な生活習慣や倫理観等の育成」「心の教育の充実に向けた教育システムの在り方」について提言を得た。

この提言を踏まえて、「生と死を考える教職員研修」の実施などに取り組むとともに、子どもたちの内面に自己肯定感や成就感、さらには規範意識などをはぐくむことをねらいとして、小学校の「自然学校」、中学校の「トライやる・ウィーク」、高等学校の「ふれあい育児体験」や「高校生地域貢献事業」などの発達段階に応じた体験活動を展開してきた。また、平成10年4月に、心の教育総合センターを設置し、「心の教育授業案」や「ストレスマネジメント教育授業案」など実践的研究を推進し、平成18年3月には、これまでの取組を踏まえ、『命の大切さ』を実感させる教育プログラムが策定され、実践事例も示された。

今後は、これらの取組を踏まえ、生命を大切にす、人権を尊重するなど、豊かな心を培う教育の推進を図るとともに、いじめや不登校が依然として相当な数に上っていることから、不登校支援のためのネ

ットワーク構築に加え、スクールカウンセラーやキャンパスカウンセラーなど心の専門家やスクールソーシャルワーカーと協力し、児童生徒の心を支える取組が求められている。

オ 私立学校の振興

県内の私立学校に通う幼児児童生徒は、高等学校では4人のうち1人にあたる約25%、中学校で約9%、小学校で約1%、幼稚園では5人のうち3人にあたる約60%と、特に高等学校、幼稚園では大きな割合を占めている。

これらの私立学校においては、建学の精神に基づき特色ある教育を行っている。幼稚園では、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、義務教育及びその後の教育の基礎を培う場として、自然体験、生活体験をはじめとする特色ある教育を展開するとともに、社会の都市化や核家族化の進展による社会や家庭環境の変化に応えるため、在宅幼児を対象としたわくわく幼稚園など、地域の子育て支援センターの役割も果たしている。小・中・高等学校では、一貫教育や音楽・観光等の特色あるコース、少人数の習熟度別クラス編成、礼節を重んじる教育といった独自の取組など、早くから創意工夫を凝らし個性豊かで魅力ある教育を推進するとともに、絶えず社会のニーズを取り入れた先進的な教育や全寮教育、不登校生徒を対象とした柔軟なクラス編成などを実施し、児童生徒に多様で幅広い学校選択の機会を提供してきた。加えて、スポーツ・文化活動においても全国的に高い評価を得ており、公立学校とともに公教育を分担し、兵庫の教育の一翼を担ってきた。

また、専修学校、各種学校は、社会の変化に即応したキャリア教育、実践的・専門的な職業教育や多様な分野における学習機会の提供に大きな役割を果たしている。特に専修学校の専門課程への進学者は短期大学への進学者を大きく上回り、大学進学者に次ぐ割合となっており、高等教育の一翼を担っている。また、専修学校の高等課程は、高校を中途退学した生徒の学び直しの間としても重要な役割を果たしている。

さらに外国人学校については、外国人に対する教育の機会均等にとどまらず、国際親善、国際理解の推進や外資系企業の誘致等、国際性豊かな地域社会の形成にも重要な役割を果たしている。

こうした私立学校の振興のため、本県では、従来から全国でも高い水準の私学助成を行ってきた。元氣な兵庫づくりを担う人材育成は最も重要な課題であることから、今後も引き続き、私立学校の適正な運営を確保し、多様な個性や能力を伸ばす教育の充実を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、経常費補助や授業料軽減等の助成を行うほか、専修学校・各種学校、外国人学校等に対し教育の振興のための助成を行うなど、私立学校教育の充実支援を行っていくことが求められている。

カ 大学教育の展開

平成16年度に神戸商科大学、姫路工業大学、兵庫県立看護大学を統合し、6学部、9大学院研究科等から成る兵庫県立大学を開学した。この兵庫県立大学は、総合大学のもつ利点を最大限に生かし、人文・社会科学系と自然科学系の融合を重視した教育と研究を行い、高い専門能力と幅広い教養を備えた人材を育成している。また、兵庫の地における総合的な「知の拠点」として先導的・独創的な研究を展開し、広くその成果を国内外に発信して地域の活性化とわが国の発展に貢献する大学をめざしている。

大学統合を契機に、学生が他学部の専攻科目を履修できる他専攻科目の開講など共通教育の充実や応用情報科学研究科の創設による新しい時代のニーズに応えた人材育成、地域社会の課題に対応した先導的・創造的な研究に取り組んでいる。

また、新たに産学連携センターや生涯学習交流センター、国際交流センターを設置し、企業との共同研究による地域産業の振興、公開講座の開催による生涯学習機会の提供、海外の大学との連携・交流による国際交流の推進など、社会貢献活動を全学的に推進している。

今後とも、淡路景観園芸学校の成果を生かした専門職大学院の開設などの高度専門職業人の育成、中型放射光施設「ニュースバル」を活用した企業との共同研究など、県政と密接に連携しながら、社会のニーズに応える教育・研究の充実強化や地域社会、国際社会への貢献など新たな展開に取り組むことが求められている。

一方、県内には40の大学が集積しており、これらの大学が連携して「ひょうご講座」を提供し、生涯学習の充実に取り組んできた。また、平成18年に設立された大学コンソーシアムひょうご神戸では、県と連携し、大学共同体としては全国で初めて「海外インターンシップ」を実施するなど、教育・研究の向上や、地域社会の振興・発展に取り組んできたところである。

今後さらに、県内大学の連携や交流を促進し、それぞれの大学の強みや特色を生かした教育・研究の充実や地域貢献活動を展開することが求められている。

キ 社会教育・生涯学習の推進

本県では、学習者が学習成果を地域の実践の場で生かすことを目的とした講座として、ふるさとひょうご創生塾を開設するほか、いなみ野学園、阪神シニアカレッジをはじめとする高齢者大学を運営し、高齢者の生きがいくりと社会参加を推進するなど、成熟社会における県民の学習ニーズに対応した、多様な学習機会を提供している。

平成15年7月には、第5期生涯学習審議会において、県民が県内の様々な学習資源を幅広く活用し、実社会の中でその成果を生かすことを支援する「包括的な生涯学習システムの構築」が提言された。

この提言を受け、平成17年6月に開設した「生涯学習情報プラザ」では、学習相談の総合窓口を開設するほか、生涯学習情報ネットワークシステム「ひょうごインターキャンパス」により県内の学習情報を一元的に提供するなど、県民の学習活動を総合的に支援している。

今後は、社会の成熟化に伴い、生涯学習の果たすべき現代的役割がますます多様化する中、第6期生涯学習審議会でも提言された「実践に学び、成果を社会に生かす生涯学習」の観点から、県民一人一人が学んだ成果を生かすことができる社会の実現が求められている。

さらに、団塊世代が定年退職期を迎えるなど、高齢者の学習ニーズが高度化・多様化していく中で、高齢者が長年培ってきた能力や経験を生かし、地域社会の一員として主体的に活躍できるよう、高齢者学習の充実と学習成果の活用に向けた仕組みづくりが求められている。

また、生涯学習、芸術文化の振興を図るため、県立図書館、嬉野台生涯教育センター、人と自然の博物館に加え、震災後平成11年にコウノトリの郷公園、平成14年に県立美術館が開館・開園、さらに平成17年に県立芸術文化センター、兵庫陶芸美術館が開館、平成19年には県立歴史博物館がリニューアル、県立考古博物館が開館した。これらの施設では、「本物」と出会い、ふれることを通して感性や情操を養う参加体験型展示を行うとともに、体験型活動プログラム等を開発してきている。今後とも県民のニーズに対応した展示、プログラム等を提供していくことが求められる。

子どもは家庭において人間形成の基盤を培うものであり、家庭の教育力を高めるため、家庭教育への支援が重要である。これまで、ひょうご家庭応援県民運動や子育て相談事業をはじめ、家庭教育に関する総合的な取組を進めてきた。今後とも、家庭の状況やニーズを踏まえながら、地域が家庭を支え、親が自信をもって安心して子育てができる環境づくりが求められている。

平成18年に開催された「のじぎく兵庫国体」や「のじぎく兵庫大会」は多くのボランティアに支えられ、大きな成果を収めた。本県ではこの「参画と協働」により実現した両大会を一過性のイベントに終わらせることなく、県民運動とボランティア活動を継承・発展させ、さらなるスポーツ振興をめざして、「兵庫県スポーツ振興本部」を設置し、平成20年2月に生涯スポーツ・競技スポーツ・障害者スポーツの振興を柱とする「兵庫県スポーツ振興行動プログラム」を策定した。

今後とも、「スポーツクラブ21ひょうご」を核として、いつでも、どこでも気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備やスポーツ人口の拡大を図るとともに、障害者が身近なところで障害の程度に応じたスポーツ活動に参加できる機会の拡大や障害者の社会参加を促す取組が求められている。

3 兵庫の教育のめざす姿

(1) 基本理念

「2 教育をめぐる現状と課題」で述べた社会情勢の変化や本県がこれまで取り組んできた教育の成果と課題を踏まえ、本計画によりめざす兵庫の教育の基本理念を示す。

基調 元気兵庫へ ころ豊かな人づくりー県民すべてがかかわる兵庫の教育の実現ー

本県は、未曾有の大震災から、県民がともに力を合わせ、支え合いながら創造的復興を成し遂げてきた。今後とも、その過程で培ってきた参画と協働、連帯ときずなを礎に、未来を拓く活気に満ちた“元気な兵庫”をめざしていかなければならない。

元気な兵庫を実現するための原動力は、人づくり、すなわち教育にある。本県では、従来から県民運動として「ころ豊かな人づくり」に取り組み、県民が一体となって子どもたちをはぐくむ取組を進めてきた。特に、大震災からの教育の創造的復興の過程で、ボランティアや助け合いなど共生の心をはぐくむとともに、子どもたちが「生きる力」を身に付け、たくましく生きていけるよう、全国に先駆けて兵庫型「体験教育」を展開するなど、学校・家庭・地域が連携協力して子どもたちの教育に取り組んできたところである。

兵庫の特色ある教育をはじめとしたこれまでの教育の成果を踏まえるとともに、豊かな情操と道徳心、自律心、公共の精神など、今求められている教育の理念を示した改正教育基本法に基づき、今後とも「こ

ころ豊かな人づくり」を一層推進することが重要である。

「こころ豊かな人づくり」のもと、兵庫の教育において培うべき力等を掲げると、以下の通りである。

- ア 心身ともに健康で、幅広い知識や教養を身に付け、豊かな情操や道徳心、命や自然を大切にす態度を養うとともに、望ましい勤労観や職業観をはぐくみ、生涯にわたって個性や資質能力を磨き、志をもって自らの未来を切り拓く力を培うこと。
- イ 思いやりや寛容の心をもって多様な人々と共生する態度を養うとともに、地域の課題の解決に参画するなど、震災の教訓を踏まえ、地域の人々と手を携えながらふるさと兵庫の発展に貢献する力を培うこと。
- ウ 一人一人が社会を構成する一員としての責任を自覚し、公共の精神や人権尊重の精神に基づき、よりよい社会づくりに向けて主体的に行動する力を培うこと。
- エ 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重する態度を養うとともに、幅広い知識や教養、柔軟な思考力に基づく判断力や創造力、コミュニケーション能力を培い、国際社会の平和や発展に貢献する力を培うこと。

社会においてこのような態度や力を実践に生かし、生涯にわたって伸張する土台を培うことが、兵庫の教育の使命である。

以上の培うべき力等を今後本県がめざすべき人間像として表すと、次の四つにまとめることができる。

- ア 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自らの夢や志の実現に努力する人
- イ ふるさとを愛し、互いに支え合い協力しながら明日の兵庫を切り拓いていく人
- ウ 社会の構成員として自覚と責任をもって主体的に行動し、日本の未来を担う人
- エ 我が国の伝統と文化を基盤として、世界に通用する力を培い、高い志をもって国際社会に貢献できる人

学校はもとより、家庭や地域は子どもたちの成長にかかわる当事者として、それぞれが自覚と責任をもち、子どもたちの教育に社会全体で取り組んでいかなければならない。「こころ豊かな人づくり」を推進するために不可欠なことは、これまでも本県が県民の「参画と協働」によりめざしてきた、県民すべてが教育にかかわることである。学校等の教育機関、家庭、地域、NPO、ボランティア、企業や民間事業者、社会教育団体、青少年団体、子どもの教育に携わる関係団体や機関等が連携協力しながら教育に取り組むことが求められる。

本県では、以上のことを基本理念とし、教育を県政の最重要課題に位置付け、引き続き全国の先駆けとなるような特色ある教育を進める。

基本理念の実現にあたっては、県は、市町との共通理解と適切な役割分担のもと、市町が地域の実情に応じて主体的に教育行政に取り組めるよう、市町との連携・協力を進めながら、県全体の教育の質的向上に努める必要がある。

また、教育課題が多様化・複雑化する中で、教育行政をより効果的に推進するためには、知事部局と教育委員会事務局の連携・協力を一層進めるとともに、教育委員会会議や教育委員の活動を一層充実することが求められている。

なお、本計画の具体的施策の推進にあたっては、行財政構造改革との整合性に配慮しつつ、選択と集中による施策の効率化を図りながら必要な予算を確保するとともに、教育があらゆる社会システムの基盤であるという認識のもと、現場重視の視点に立って、本計画を着実に推進する必要がある。

(2) 教育施策の重点目標

基本理念を実現するための教育施策の重点目標を定め、それぞれについての基本的認識やめざすべき方向を示す。

- ア 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育に取り組みます

子どもたちが自立して社会で生き、創造性を伸ばし、個人として豊かな人生を送るためには、公・私立学校ともに、「生きる力」をはぐくむこと、すなわち、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランス良く育てることが重要である。

全国学力・学習状況調査や国際的な学力調査によると、知識や技能の定着については一定の成果が認められるものの、それらを活用する力や学習意欲、学習習慣、生活習慣に課題があるなどの指摘があり、このような子どもの状況を踏まえた、学力の向上に取り組み、「確かな学力」を確立することが求められている。

また、社会のモラルの低下や都市化の進展に伴う地域の教育力の低下などが、子どもたちの豊かな心

の育成に影を落としており、学校・家庭・地域が連携して、人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念、公共の精神、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度など、人生や新しい社会を切り拓く基盤となる力を育成することが求められている。

さらに、子どもたちの体力・運動能力の低下が指摘される中、「生きる力」の基盤である「健やかな体」を育成することが重要である。学校教育はもとより、地域においても、子どもたちが運動・スポーツを楽しめる環境を整備するとともに、家庭と連携した食育や健康教育を推進することが求められている。

このような「生きる力」の育成に際しては、発達段階に応じた教育を行うことが必要であり、生涯にわたる人格形成の基礎である幼児期の教育の充実が、これからの学校における教育への円滑な接続の観点からも求められている。

県立高等学校については、大多数の生徒が高等学校へ進学する中、多様な生徒の学習ニーズに対応した教育の充実を図る必要がある。

特別支援学校や特別支援学級に在籍する子どもをはじめ、特別な支援を必要とするすべての子どもたちの可能性を伸ばし、自立し社会参加するために必要な力をはぐくむことが求められている。

また、社会の複雑化や構造変化が進む中、望ましい勤労観、職業観をはぐくむため、小・中・高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校等における職業教育・キャリア教育の充実が求められている。

建学の精神に基づく独自の教育理念と特色ある教育により、公教育の一翼を担っている私立学校については、以上のことに加え、適正な運営を確保し、多様な個性や能力を伸ばす教育の充実を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、経常費補助等私学教育の充実支援に努めていくことが求められている。

以上の基本的認識に立って、以下のめざすべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図る。

- (7) 幼児期の教育をはじめとし、公・私立学校ともに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「生きる力」をはぐくむ。
 - (イ) 学力向上方策の充実を図り、「確かな学力」の確立に取り組む。
 - (ロ) 情報教育や国際化に対応した教育など、今日的な課題に対応した教育を推進する。
 - (ハ) 道徳教育を充実し、人間形成の基盤となる道徳性など「豊かな心」の育成に取り組む。
 - (ニ) 国や郷土の伝統や文化に親しみ、歴史・文化の理解を深める教育を推進する。
 - (ホ) 体育・スポーツ活動や健康教育、食育を推進し、「健やかな体」の育成に取り組む。
 - (ヘ) 職業教育・キャリア教育を通して、望ましい勤労観、職業観の育成に取り組む。
 - (ニ) 生徒の多様な学習ニーズに対応する県立高等学校教育改革を推進する。
 - (ホ) ひょうごユニバーサル社会づくりの理念に基づく特別支援教育の充実に取り組む。
 - (ニ) 建学の精神に基づく独自の教育理念のもと、特色ある教育を行う私学教育の振興に取り組む。
- イ 「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進します

子どもたちに豊かな人間性、社会性、自律性などをはぐくむためには、自然体験活動や社会体験活動などの機会を設けることが重要である。本県では、阪神・淡路大震災からの創造的復興の過程で、兵庫型「体験教育」をはじめとして、子どもたちに困難にくじけずたくましく生きる力をはぐくむ教育を推進してきた。

現在、県民の参画と協働のもと、幼稚園・保育所における「ひょうごっこグリーンガーデン」、小学校の「環境体験事業」、「自然学校」、中学校の「わくわくオーケストラ教室」、「トライやる・ウィーク」、高等学校の「高校生地域貢献事業」、特別支援学校における「YU・らいふ・サポート事業」など、子どもたちが「命の大切さ」や「生きる喜び」を実感する教育活動や、持続可能な環境適合型社会の実現に向けた環境学習・教育などを、発達段階に応じて展開している。今後とも、体験活動の体系的な実施とその内容の充実を図るとともに、その成果を他の教育活動や日常生活等に生かしていくことが求められている。

震災の体験や教訓を生かした兵庫の防災教育については、自らの命を守る安全教育に加えて、助け合いやボランティア精神など「共助」の精神を培うことを特徴としており、このような先進的な取組の一層の充実強化が求められている。

また、生命・身体の安全にかかわる事象や不当な差別など、今日においても様々な人権問題が生じている。特に、次世代を担う子どもたちに関しては、いじめや虐待などの事態が深刻化している。さらに、新渡日の人々を含む多くの外国人児童生徒においては、文化、生活習慣の違いなどから疎外感を感じたり、いじめを受けるなどの諸問題も生じている。そのため、県民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図

る人権教育の取組を一層推進し、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存しうる平和で豊かな共生社会を実現することが求められている。

こうした兵庫の特色ある教育の取組を発展させるためには、社会教育・生涯学習においても様々な学習機会を提供することが求められている。

また、いじめや不登校等で悩んでいる子どもの数は依然として多く、子どもたちの悩み等を積極的に受け止め、適切に対応することが求められている。

以上の基本的認識に立って、以下のめざすべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図る。

- (7) 子どもたちの発達段階に応じた体系的な体験活動が行われるよう、兵庫型「体験教育」を推進する。
- (4) 自らの命を守る安全教育に加えて、助け合いやボランティア精神など「共助」の精神を培うよう、震災の教訓を生かし語り継ぐ兵庫の防災教育を推進する。
- (9) 人権という普遍的文化の構築をめざし、人権尊重の理念に基づく「共生」の心の育成に取り組む。
- (5) いじめ・不登校等に悩む子どもや保護者の悩み等に適切に対応するため、子どもたちの「心」を支えるシステムの充実に取り組む。

ウ 子どもたちの学びを支えるため、学校・家庭・地域が一体となって取り組みます

子どもたちは、学校、家庭、地域など様々な場での学びを通して成長していく。この三者の関係は、相互補完的であり、それぞれにおける学びが結びついて相乗的な効果をもたらすとともに、地域や家庭のつながりが深まることにもつながる。

こうした中、子どもたちが多様な体験や交流を経験し、豊かな成長がかなえられるよう、学校、家庭、地域のそれぞれが子どもたちの成長にかかわる当事者としての自覚と責任を持ち、相互に連携・協力し一体となって子どもたちの教育に取り組むことが重要である。

本県においては、地域住民が様々な経験や特技などを生かして、授業や部活動など学校の教育活動を支援する仕組みづくりや、学校安全ボランティアとして学校や通学路における子どもたちの安全確保などの取組を推進するとともに、地域住民の参画による放課後等の子どもたちの居場所づくりや、地域住民が主体となって子どもたちに体験活動等の機会や場を提供する取組を県内全域で展開してきた。今後も、学校が地域の参画を得ながら教育を推進するとともに、地域の人々が主体となって企画・運営する地域の教育活動や、青少年団体や社会教育団体が実施している社会教育活動に、一層広範な人々の参画が得られるよう取り組むことが求められている。

また、家庭は教育の原点である。保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有しており、家族の触れ合いの時間を確保し、基本的なしつけを行うことにより、人間関係の基礎を形成し、道徳性の芽生えを培うことや、食生活を含め規則正しい生活習慣を確立することは、「生きる力」を育成する上で重要な役割を担っている。一方、少子化、核家族化など子育てをする家族の環境の変化が進み、子育てに不安のある親や児童虐待が増えている中であって、地域で子育てを支える環境づくりや安心して子育てができる環境づくりが求められている。

以上の基本的認識に立って、以下のめざすべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図る。

- (7) さまざまな教育活動を通して、地域の教育力の向上に取り組む。
- (4) 地域で子育てを支える環境づくりや安心して子育てができる環境づくりなどを通して、教育の原点である家庭の教育力の向上に取り組む。

エ 子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校づくりを進めます

子どもが抱える問題や保護者の学校に対する要望が多様化する中で、学校が適切に対応するためには、校長のリーダーシップのもと、迅速かつ組織的に対応することや積極的に情報を公開することが重要である。また、普段から保護者や地域住民等への説明責任を果たしながら開かれた学校づくりを一層進め、学校と家庭、地域との信頼関係を確立することが求められている。

このため、教職員には、子どもにかかわる新たな教育課題等に適切に対応し、自信をもって子どもたちの教育にあたるよう、実践的な研修等を通じて教職員一人一人が資質向上に努めるとともに、心身の健康を保持することが求められている。

団塊の世代の退職に伴い、増加が見込まれる新規採用教職員の研修を充実し、実践力の向上を図るとともに、子どもと向き合う時間の確保につながる勤務時間の適正化も重要である。

また、学校施設の耐震化とともに、子どもたちの登下校の安全確保も含めて、学校生活を安全・安心に送れるよう適切な学習環境の整備・充実に努めることが求められている。

一方、教育をめぐる課題が多様化、複雑化する中で、合議制の執行機関である教育委員会と、その構

成員である教育委員が、期待される役割と責任を十分に果たし、県民の多様なニーズを的確に捉えつつ、適正かつ効果的な教育行政が行われることが求められる。

以上の基本的認識に立って、以下のめざすべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図る。

- (7) 学校評価等を通じて「開かれた学校づくり」を推進する。
 - (4) 教職員の協働体制の確立を推進し、学校の組織力の向上に取り組む。
 - (9) 教育課題に対応した研修や免許更新制度の実施を通して教職員の資質の向上を図るとともに、メンタルヘルスの保持・増進等を通じた教職員の健康管理を図る。
 - (2) 通学路等における安全確保や県立学校施設の耐震化など、安全・安心で質の高い学習環境を整備する。
 - (4) 教育の機会均等を確保するため、修学支援等の充実などに取り組む。
 - (8) 教育委員会評価の実施や移動教育委員会等の開催を通じ教育委員会機能のさらなる充実に取り組む。
- オ 新しい時代を担う人材育成や高度な研究を充実し、地域とともに歩む高等教育を推進します

知識基盤社会の到来や18歳人口の減少が進む中、より高度な人材の育成や国際競争力のある研究水準の確保、地域社会との連携強化など多様化するニーズに対応するため、兵庫県立大学において教育、研究、社会貢献の各分野に積極的に取り組み、自律的かつ効率的な大学運営を行う。

また、多様な知の拠点を形成している県内40大学の連携や交流を促進し、各大学の特色を生かした教育・研究の充実や地域貢献活動を展開する。

以上の基本的認識に立って、以下のめざすべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図る。

- (7) 教育分野では、グローバルコミュニケーション科目（英語・情報）の充実や会計専門職大学院をはじめとした高度専門職業人の育成など、幅広い教養や専門知識・技能を含めた課題探求能力と国際的なコミュニケーション能力を備え、地域や国際社会で活躍できる創造性と自立性を有する人材の育成に取り組む。
- (4) 研究分野では、ニュースバルや次世代スーパーコンピュータなど先進的な研究基盤を活用した先導的・独創的な研究やコウノトリの野生復帰、震災復興など地域の課題に対応した研究を展開する。
- (9) 社会貢献分野では、地域とともに発展する大学として、知の創造フォーラムなどの生涯学習、インキュベーションセンター等を活用した産学連携、国際交流協定を締結した大学との学術交流など国際交流等を全学的な体制で推進し、地域社会や国際社会への貢献を積極的に展開する。
- (2) 県立大学附属中学校と、附属高校との中高一貫教育を推進するとともに、県立大学と連携した中高大連携教育を実施する。
- (4) 県内40大学の連携を促進し、それぞれの大学の特色を生かした教育・研究の推進、地域産業や地方自治体との連携による地域社会の活性化を推進する。

カ 県民だれもが生きがいをもって地域社会に参画する生涯学習社会づくりを推進します

県民一人一人が、その生涯を通じて、その時々において生きがいを持ち、文化、芸術、スポーツ、教養などの社会教育・生涯学習の場で様々な学びの機会を得ることは、生きる喜びや感動をもたらす、豊かな心をはぐくむものである。

県民一人一人が、それぞれの趣味を楽しみ、教養を高めることに生きがいを見いだしたり、学習した成果を生かして地域社会の課題解決等に参画することが求められている。

また、スポーツは、健康を増進し人生を豊かにするとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に不可欠なものであり、県民だれもがそれぞれの年齢や体力に応じて、「いつでも、どこでも、気軽に」スポーツに参加できる環境の整備が求められている。

以上の基本的認識に立って、以下のめざすべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図る。

- (7) 県民一人一人が、生きがいを見いだしたり、学習成果を地域社会の課題解決に生かせるよう、県民の学習ニーズや社会の要請に応える社会教育・生涯学習の振興に取り組む。
- (4) 県民だれもがそれぞれの年齢や体力に応じて、「いつでも、どこでも、気軽に」スポーツに親しめるよう、「のじぎく兵庫国体」や「のじぎく兵庫大会」の成果を生かしたスポーツの振興に取り組む。

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第188号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関

する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成21年6月30日

兵庫県公安委員会

委員長 下村 俊子

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。）

(2) 実施日

ア 新規取得講習

平成21年8月3日（月）から同月10日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間

イ 追加取得講習

平成21年8月6日（木）から同月10日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、8月10日（月）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で80人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（雑踏警備業務又は交通誘導警備業務に係るものに限る。）の合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏警備業務又は交通誘導警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る旧合格証の交付を受けている警備員で、当該旧合格証の交付を受けた後、継続して1年以上交通誘導警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者（警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証を有する者を除く。）で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（雑踏警備業務又は交通誘導警備業務に係るものに限る。）の合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏警備業務又は交通誘導警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

- エ 旧1級検定に係る旧合格証の交付を受けている者
オ 旧2級検定に係る旧合格証の交付を受けている警備員で、当該旧合格証の交付を受けた後、継続して1年以上交通誘導警備業務に従事しているもの
- 4 受付期間
新規取得講習及び追加取得講習ともに平成21年7月6日(月)から同月17日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで)
- 5 申込先
兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)
- 6 申込時の提出書類
- (1) 新規取得講習を受講しようとする者
- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
イ 次に掲げるいずれかの書面
- (7) 前記3の(1)のイに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
(4) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級の検定に係る合格証明書の写し
(7) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
(2) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る旧合格証の写し
(4) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る旧合格証の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (2) 追加取得講習を受講しようとする者
- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
イ 指導教育責任者資格者証等の写し
ウ 次に掲げるいずれかの書面
- (7) 前記3の(2)のイに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
(4) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級の検定に係る合格証明書の写し
(7) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
(2) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る旧合格証の写し
(4) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る旧合格証の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- 7 受講手数料
新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。
- 8 受講日の携行品
筆記用具、印鑑及び参考書(警備業法令集等)
- 9 その他
- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
(2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
(3) 郵送による申込みは、受け付けない。
(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
(6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び社団法人兵庫県警備業協会において配布する。
- 10 講習委託先
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
社団法人兵庫県警備業協会
- 11 問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線 3046
- (3) 社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166